

令和7年度札幌市保育人材イメージアップ事業 企画提案説明書

1 業務名

令和7年度札幌市保育人材イメージアップ事業

2 事業の背景及び目的

札幌市では、保育人材の確保に向けて保育士の魅力を高めるため、シンボルマーク「#WE LIKE 保育!」、キービジュアル「保育のオシゴト進化中」、マスコットキャラクター「ほいくん」を制作し、専用ホームページ「#WE LIKE 保育!」や動画等を活用しながらイメージアップを図っている。

近年、徐々に保育士・幼稚園教諭の処遇が見直されている一方、札幌市内の指定保育士養成施設の入学者数は減少傾向にある。令和6年度に実施した市場調査(AI分析)の結果では、中高校生やその保護者に対し、保育士・幼稚園教諭の最新の給与や労働環境、仕事の内容など事実に基づいた正確な情報の提供や憧れる職業として興味を喚起することなどのアプローチが有効であると示されており、このことを踏まえた事業構築が必要な状況である。

本業務は、キャリア形成の初期段階にある中学生、キャリア実現に向けて進路選択が本格化する高校生、その保護者等へ今の保育士・幼稚園教諭の労働環境等を正しく理解し、魅力を感じてもらうための施策を企画・運営することを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

5 契約限度額

7,747千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の

範囲内で行う。

6 企画提案を求める事項

以下の項目について、企画提案書を作成するものとする。

- (1) 札幌市における保育人材確保に関する取組や、保育士職等の現状・課題等に関して基本的な認識を示すこと。
- (2) 過去に実施した事業の内容を参考に、独自性を持たせること。
- (3) 企画提案仕様書4(1)～(3)に関する企画案、数値目標等を示すこと。数値目標については、例えば、広報イベントの集客目標人数、専用ホームページの閲覧目標人数など、事業結果等を可能な限り可視化、数値化できるよう設定するもの。
併せて、目標達成のための具体的な工夫内容、手段等も記載すること。
- (4) 企画提案仕様書4(1)に記載する「専用ホームページの運用・情報発信・内容の充実」について、メインターゲットへ保育士の処遇・魅力等を発信するための更新内容や新たなコンテンツについて提案すること。また、専用ホームページの認知度を高め、閲覧数を増やすための具体的な工夫内容を示すこと。
- (5) 企画提案仕様書4(2)に記載する「制作物」は、保育士・幼稚園教諭の最新の給与や労働環境、仕事の内容など事実に基づいた正確な情報の提供や憧れる職業として興味を喚起することを目的とし、効果的な制作物の趣向等について提案すること。
また、メインターゲット等の目に留まるような具体的な手法等を示すこと。
- (6) 企画提案仕様書4(3)に記載する「広報イベント」は、メインターゲットである中高生に対して、保育士の魅力を感じてもらえるような事業とするため、「話題性」を重視し興味・関心が得られる内容とすること。また、集客目標人数等を設定し、目標達成に向けてメインターゲット等の目に留まるような具体的な手法等を示すこと。
- (7) 業務の計画性や執行体制、同様の事業における業務実績を具体的に示すこと。

7 参加資格要件

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がある者。
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年以上経過しない者ではないこと。
- (4) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者ではないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ以下のアからエの要件を満たした者であること。
 - ア 令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」のうち、「広告業」に登録されている者であること。
 - イ 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
 - ウ 会社再生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではないこと。
 - エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

8 スケジュール案

	日 程	内 容
1	令和 7 年 8 月 4 日（月）	告示・ホームページ公開
2	8 月 5 日（火）～ 8 日（金）	事業実施に関する質問の受付
3	8 月 20 日（水）	質問の回答
4	8 月 27 日（水）	参加意向申出書提出期限
5	9 月 5 日（金）	企画提案書提出期限

6	9月中旬	第2回実施委員会 ※提案者が6者以上の場合のみ ・企画提案書の書類審査
7	9月下旬	第3回実施委員会 ・企画提案者へのヒアリング及び提案評価
8	9月下旬	業者選定及び通知
9	10月上旬	契約締結

9 質問及び回答

(1) 提出方法

様式2質問書により、下記「20 提出・問合せ先」あて E-mail で提出すること。
電話など E-mail 以外での質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和7年8月8日（金）17時00分

(3) 回答

令和7年8月20日（水）以降、ホームページで公開する。回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。なお、受付期限内に到着しなかった質問書については回答しない。

10 企画提案参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加意向申出書（様式1） 1部

(2) 提出期限

令和7年8月27日（水）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。
※参加意向申出書の提出以降に参加を辞退する場合は、下記「20 提出・問合せ先」に連絡すること。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	必要部数
ア	企画提案提出書（様式3）	1部
イ	競争入札参加資格認定通知書（写し）	1部
ウ	企画提案書 ・ A4判（書式及び枚数は自由） ・ 正本1部、副本8部	9部
エ	業務費用内訳書 ・ A4判（書式及び枚数は自由）	9部
オ	上記ウ、エのPDFデータ等（DVD等）	1部

(2) 提出期限

令和7年9月5日（金）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「20 提出・問合せ先」あて郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 留意事項

ア 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 提出書類等に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった書類等は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期するため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示を付さないこと。

12 選定方法

令和7年度札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により、総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格

「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。

(2) 書類審査

ア 企画提案者が6者以上となった場合は、提出された企画提案書に基づき実施委員会による書類審査のうえプレゼンテーション候補者を5者まで絞る。

イ 書類審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

(3) 実施委員会によるヒアリング

下記の通り、企画提案者によるプレゼンテーションに対するヒアリングを行い、契約候補者1者を選定する。

ア 会場は「20 提出・問合せ先」の会議室等で開催する。詳細は、別途、通知する。

イ 出席者は3名以内とする。

ウ 持ち時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。当日の割当時間帯等の詳細は、別途、通知する。

(4) その他

ア 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

イ 実施委員会による採点が同点となった場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

ウ 選定した事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知をそれぞれ送付する。

13 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき委託者と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しない場合がある。契約候補者との協議が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた提案者と交渉する場合がある。

14 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

16 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

18 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

19 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

20 提出・問合せ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局 子育て支援部 保育推進課 保育企画係 数田、田村

TEL:011-211-2346 FAX:011-231-6221 E-mail:hoiku-suishin@city.sapporo.jp

評価項目及び評価基準表

評価基準点は、「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。なお、参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

評価項目		評価内容	係数	評価点
基本的 認識	趣旨の理解	本業務の目的等について十分理解し、その実現にあたり、有効な全体構成がなされているか。	2	20
	背景の理解	札幌市における保育士職の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらに対する札幌市の取組内容を踏まえたものとなっているか。	2	
令和7年度 新規事業の 企画・運営	独自性	過去に実施した事業の内容を参考に「独自性」を持たせているか。	1	65
	話題性	「話題性」を重視し、メインターゲット等の目に留まるような工夫はなされているか。	1	
	数値目標	数値目標は具体的に設定されているか。また、目標達成のための工夫、手段等は適切か。	2	
	企画コンセプト①	専用ホームページが、メインターゲットの興味・関心を得られる内容となっているか。認知度を高め、閲覧数を増やすための具体的な工夫がなされているか。	3	
	企画コンセプト②	制作物について、保育士・幼稚園教諭の魅力について訴求力があり、メインターゲットの興味・関心を得られるような内容となっているか。	3	
	企画コンセプト③	保育士・幼稚園教諭の魅力について訴求力があり、メインターゲットの興味・関心を得られる広報イベントとなっているか。	3	
業務遂行 能力	計画性	業務の計画性（スケジュール等を含む）は無理のないものとなっているか。	1	15
	執行体制	業務の遂行にあたり必要となる専門性を有した、適切な体制がとられているか。	1	
	業務実績	過去に同様の業務や事業に取り組んだ経験があり、十分な業務実績があるか。	1	
			合計	100